平成２８年（フ）第１０９１号
札幌市中央区北８条西26丁目２番７―203号、開始決定の住所札幌市東区北32条東１丁目４番10号
破産者　久慈　泰幸
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７号
福島市南沢又字水門下66、住民票上の住所仙台市青葉区花京院１丁目４番25―707号
破産者　木村かほる
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地124　県営住宅６棟303号
破産者　石毛　民子
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第６１号
栃木県栃木市大宮町1730番地３、従前の住所栃木県日光市足尾町1770番地
破産者　金本　陽子
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第７０９号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１－２－301、旧住所埼玉県上尾市大字原市2198番地１　グランドヒルズ上尾原市406
破産者　安達　義男
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６０号
富山県中新川郡上市町久金新88、開始決定時の住所富山県滑川市上小泉341番地
破産者　松坂　康寛
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６４号
富山県中新川郡上市町大坪44番地
破産者　種井　寿一
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７７号
岩手県釜石市新浜町１丁目４番37号　株式会社及川工務店、住民票上の住所静岡県焼津市飯淵1104番地の１
破産者　深見甲志郎
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９５１号
三重県北牟婁郡紀北町矢口浦368番地３、開始決定時の住所三重県北牟婁郡紀北町相賀285番地９
破産者　森　　泰則
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３号
京都府京丹後市網野町浅茂川246番地
破産者　田茂井文子
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第２７２号
広島市西区庚午中２丁目６番25―101号
破産者　武藤　輝彦
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８１号
広島市安佐北区落合１丁目１番17―101号　タカセコーポＣ
破産者　下高　正春
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６号
青森市安方２丁目10番６号
破産者　三上　修一
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
青森県むつ市大湊新町27番15号
破産者　堤　　康夫
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
福島県郡山市久留米３丁目82番地の１　フタバハイコーポクルメＡ101号
破産者　渋谷　　聡
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第５号
茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地の357
破産者　斉藤　良二
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
茨城県高萩市東本町１丁目68番地の１
破産者　畠山　雄一
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部